

議案第64号

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和57年墨田区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「別表第2」を「別表第1」に改める。

別表第1 1貸切りの場合の部立川集会所の項及び寺島集会所の項中「1,700円」を「1,800円」に、「2,200円」を「2,400円」に改め、同部千歳集会所の項から横川集会所の項までの規定中「2,400円」を「2,600円」に、「3,100円」を「3,400円」に改め、同表 2貸切りでない場合の部中「220円」を「240円」に改める。

別表第2中「1,700円」を「1,800円」に、「2,200円」を「2,400円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認又は使用承認を受けているものに係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、利用料金及び使用料の上限額を改定する必要がある。